

2007年4月27日

担当者：交告尚史

1. 環境アセスメントとは？

(1) 2つの考え方

- ① 合理的な意思決定の手段
- ② 事業実施を前提とした影響調査

(2) 事業アセスから計画アセスへ

2. アセスの制度化の歴史

アメリカ：NEPAの成立(1969)

日本：自治体が先行。川崎市(1976)、東京都、神奈川県、横浜市ほかが条例制定。その他の自治体は要綱で実施。

国レベルでは、

1981年法案成立せず、1983年廃案。

1984年 要綱として閣議決定。「環境影響評価の実施について」

1993年 環境基本法の推進規定(20条)

↳中央環境審議会 1997.2.10 答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」

↳環境影響評価法(1997.6公布、1999.6施行)

3. 環境影響評価法の内容

(1) 対象事業

① 規模

第1種事業：必ずアセスを実施

第2種事業：スクリーニング = 「判定」(法2条3項および4条)

第2種事業はスクリーニングを受ける前のもののみを指す。スクリーニングを受けて本法の対象とされたものは対象事業となる。

② 事業の種類・・・2条2項1号イ～ワ

③ 国との関係・・・2条2項2号イ～ホ

類型 → 環境影響評価の結果を反映させる方途

イ 許認可事業 → 許認可

ロ 国の補助金 → 補助金交付決定

ハ 国が出資している特殊法人 → 特殊法人の監督

ニ 国の直轄事業 → 国の自律

ホ 国の直轄事業で許認可事業

*許認可所管の大臣よりも当該事業について環境配慮に関する知見を有する大臣がいる場合に、指針作成等の際にその大臣を関与させることを想定した規定。

(2)評価対象項目

(a)環境影響評価項目（「基本的事項」別表）

環 境 要 素 の 区 分		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大 気 環 境	大 気 質
		騒 音
		振 動
		悪 臭
		その他
	水 環 境	水 質
		底 質
		地下水
		その他
	土 壌 環 境 ・ そ の 他 の 環 境	地形・地質
		地 盤
		土 壌
		その他
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植 物	
	動 物	
	生態系	
人と自然との豊かな触れ合い	景 観	
	触れ合い活動の場	
環境への負荷	廃棄物等	
	温室効果ガス等	

(b) スコーピング

「方法書」の作成における調査項目の絞り込み（5条1項4号）

意見の聴取

(c)不確実性の評価

事業者による予測の手法の選定に当たっての留意事項が環境影響評価項目等選定指

針において定められるが、そのなかに次の事項が定められる（法 14 条 1 項 7 号+「基本的事項」[環境省告示] 第二、五(2)キ）。

予測の不確実性の検討：科学的知見の限界に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性に応じて整理されるものとする。

(3)実施時期

方法書の段階で意見を聴くようにしたが、基本的に事業アセスメント。

(4)代替案

- ・当該措置を講ずるに至った検討の状況（14 条 1 項 7 号ロ）
- ・環境保全措置（14 条 1 項 7 号ロ本文）
環境保全措置の検討に当たっての原則
- ・複数案（14 条 1 項 7 号ロ括弧内）

(5)関係地域（15 条）

アセス法では、事業者が判断する。書類を送付する市町村の範囲、縦覧や説明会の場所について、この概念が決め手となる。

(6)環境影響評価の許認可への反映 → 横断条項（33 条以下）

(7)住民参加 → アセス法は住民に限られない情報提供型参加

(8)フォローアップ

- ・事業の目的、内容の変更の際には、アセスを再実施（31 条 2 項）。
- ・事後調査の可能性（14 条 1 項 7 号ハ、「基本的事項」第三、二(6)）
 - ↳ 不確実性
- ・特別な事情によるアセスの再実施（32 条）
 - ↳ 長期間の未着手

(9)条例との関係（60 条）

環境影響評価法の施行について（環企評平 10.1.23 都道府県知事・政令市長宛環境庁企画調整局長通知）

①法 61 条 1 号について

第 2 種事業はスクリーニング前の概念。アセスの必要なしとされた事業について、条例でアセスの手続を定めることは可能。

- a. 法律の対象種以外の事業への横出し
- b. 法律の第 2 種事業規模に満たない事業への裾出し
- c. 法律 4 条の判定の結果、対象事業とならなかった事業

②法 61 条 2 号について

対象事業について、条例によって法律の規定に反しない限りにおいて、地方公共団体における手続を規定すること（たとえば、地方公共団体の意見の形成に当たって公聴会、審査会を開催すること）は可能。

法律で定められた手続を変更し、または手続の進行を妨げるような形で事業者が義

務を課すこと（たとえば、事業者に対して公聴会への出席など説明会以外の方法によって準備書を周知する義務を課すること、見解書を縦覧し住民等の意見を求める義務を課すること等）は不可。